

体 育 功 労 者 表 彰 規 程

- 1 この規程は、山口県中学校体育連盟役員の表彰について定めることを目的とする。
- 2 表彰は、次のいずれかに該当することを必要とする。
 - (1) 本連盟役員として、山口県中学校体育振興に尽力し、その功労顕著な者。
 - (2) 本連盟加盟支部の発展に長年尽力し、その功労顕著な者。
- 3 受賞者は原則として選考委員会において選考し、総会の承認を得るものとする。
- 4 表彰は、当該者の退職時において行い、原則として次年度の山口県体育大会中学校の部(秋季県体)開会式において行う。
- 5 この規程を定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- 6 この規程は昭和47年度より施行する。

内 規

- 1 受賞者の選考については、選考委員会を設置する。選考委員会は、会長、副会長、調査研究部長、理事長、副理事長、総務および専門委員の代表をもって構成する。会の招集は会長が行う。
- 2 受賞者は、会長、副会長、監事、調査研究部長、調査研究副部長、理事長、副理事長、総務、専門委員、加盟支部の支部長、理事長を原則とする。総務と専門委員については、5年以上の者および特に功労顕著な者、加盟支部の支部長と理事長については、3年以上の者および特に功労顕著な者について選考の対象とする。
- 3 受賞者に対する表彰は、感謝状および記念品を贈与して行う。
- 4 推薦書には、会長、受賞者の支部の支部長、副支部長のいずれかの署名・捺印を必要とする。

優 秀 監 督 者 表 彰 規 程

- 1 この規程は、優秀監督者の表彰について定めることを目的とする。表彰は、本連盟の主催する競技会を通して、中学校体育指導における競技監督者(教職員)としての在り方を示し、他の規範とするに足るとみとめられる者を表彰してその栄誉をたたえる。
- 2 表彰は、次に該当することを必要とする。
 - ア 競技監督者として常にスポーツマンシップを堅持し、試合時の監督態度はもちろん、高い見識と競技指導力を有し、しかもその継続的努力が他競技監督者の規範であること。
 - イ 指導監督するチームまたは個人選手を県大会以上の競技会に出場させ、優秀な成績をおさめたとき、または中学生として日本的な記録をおさめさせたとき。
- 3 受賞者は原則として、競技種目別専門部の推薦により選考委員会において選考し、総会の承認を得るものとする。
- 4 表彰は前年度の当該者に対して、原則として次年度の山口県体育大会中学校の部(秋季県体)開会式において行う。
- 5 この規程は、昭和43年度より施行する。

内 規

- 1 受賞者の選考については、選考委員会を設置する。選考委員会は、会長、副会長、調査研究部長、理事長、副理事長、総務および専門委員の代表をもって構成する。会の招集は会長が行う。
- 2 受賞者は表彰年度の監督者とする。また、その在任校で監督歴3年以上を原則とする。
- 3 受賞者が同一人に固定重複しないように行う。
- 4 団体については原則として学校単位のものとする。
- 5 受賞者に対する表彰は、表彰状および記念品を贈与して行う。
- 6 推薦書には、必ず受賞者の支部の支部長およびその種目の専門委員長もしくは専門委員の署名・捺印を必要とする。

申 し 合 わ せ 事 項

功 勞 者

1 表彰もれについて

- (1) 次年度1年以内にもれが認められ、規定に添う場合表彰することがある。
- (2) 功労賞受賞対象者でもれがあった場合、周年記念年度に表彰する。

2 教育公務員の名を汚す行為のあった者は表彰を取り消す。

優 秀 監 督

1 成績について

- (1) 球技および団体種目は、全国大会ベスト4か中国大会1位か2位。県内大会では春季県体・選手権・秋季県体（県駅伝の学校対抗を含む）のうち1位と2位以上があること。
- (2) 個人種目については、全国大会3位以上か中国大会1位があること。リレーおよびダブルスは個人種目とみなす。
- (3) 全国駅伝大会については、3位以内を対象とする。区間賞も該当する。

2 表彰年度について

- (1) 軟式野球・ソフトボール・ソフトテニス・テニス等、雨天で流れた場合の種目については、前年度を加味することもある。
- (2) 表彰について
チーム数の少ない種目については、奨励の意味を含んで表彰する場合もある。

3 表彰もれについて

- (1) 次年度1年以内にもれが認められ、規定に添う場合表彰することがある。
- (2) 優秀監督賞受賞者でもれがあった場合、周年記念年度に表彰する。

4 教育公務員の名を汚す行為のあった者は表彰を取り消す。